

〇〇〇〇〇 株式会社 様

説明資料のサンプル

電波法セミナー

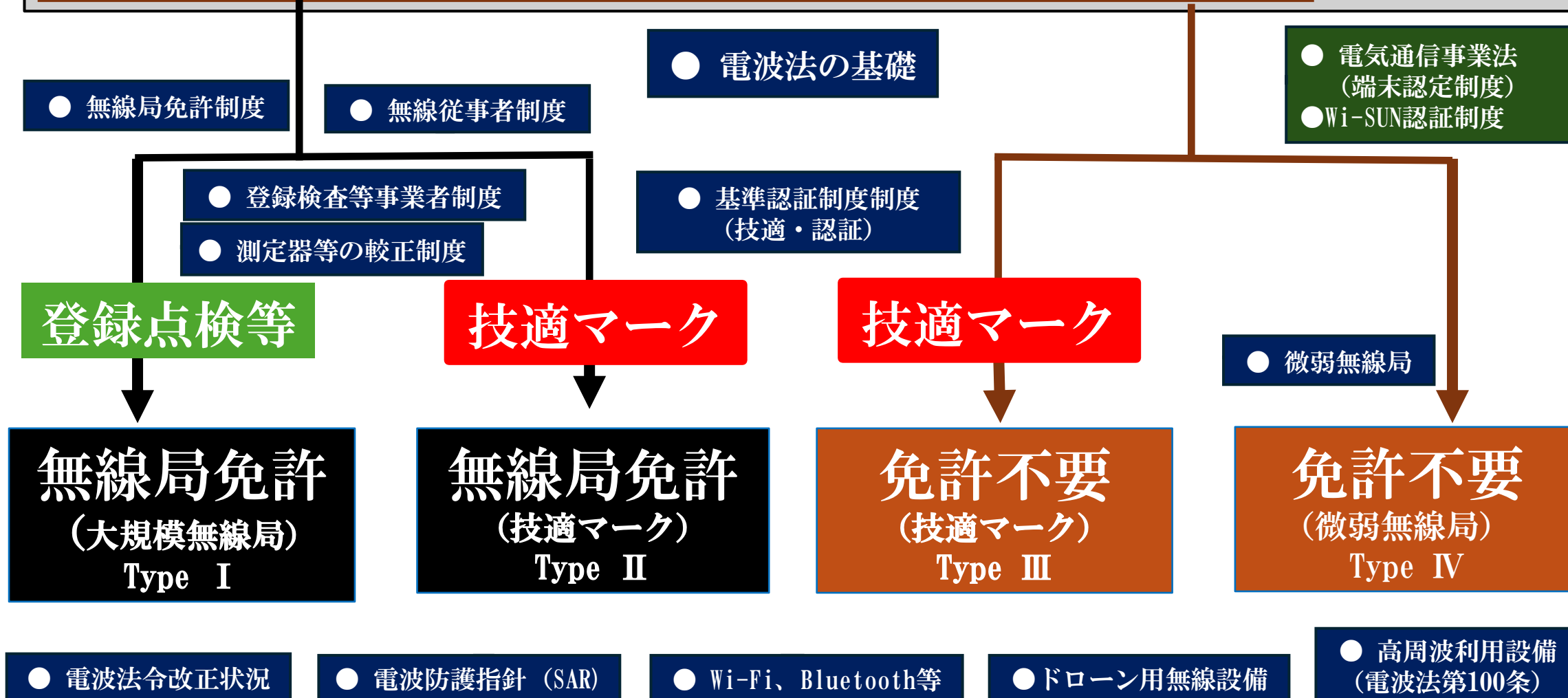
～Wi-Fi、Bluetooth等の技適・認証～

2025年 月 日

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

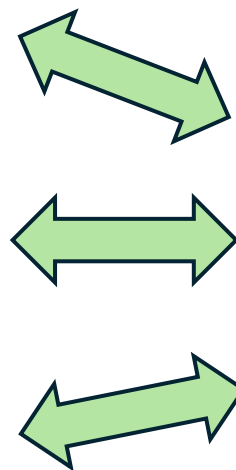
電波法 第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。



はじめに 御社と電波法の関係は？

- ✓ 免許人・利用者
- ✓ 認証取扱業者（技適マーク）
- ✓ 登録検査等事業者
- ✓ 無線製品の製造・輸入・販売業者
- ✓ その他



電
波
法

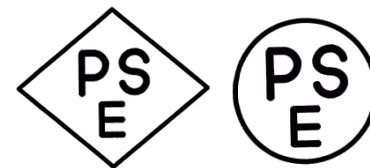
電波法では上記分類それぞれに、手続き、基準、義務、禁止事項、罰則等が規定

基準認証制度とは

- 無線機器をはじめ電気用品などについて、取引効率化や消費者保護を目的として、守るべき基準を設定し、各製品がその基準を満たしていることを確認する制度
- 基準や手続きは法令で規定され、基準を満たさない製品の流通・使用を事前に防ぐ仕組み。基準に適合しない製品の流通・使用があった場合は、改善命令、回収命令、罰則等の事後措置を規定



電波法
電気通信事業法



電気用品安全法

【参考】電気用品安全法 第二十七条（販売の制限）

電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

⇒（違反）一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

電気用品安全法の「PSEマーク」は販売規制だが、電波法は？

電波法の技適マークは免許手続の一部

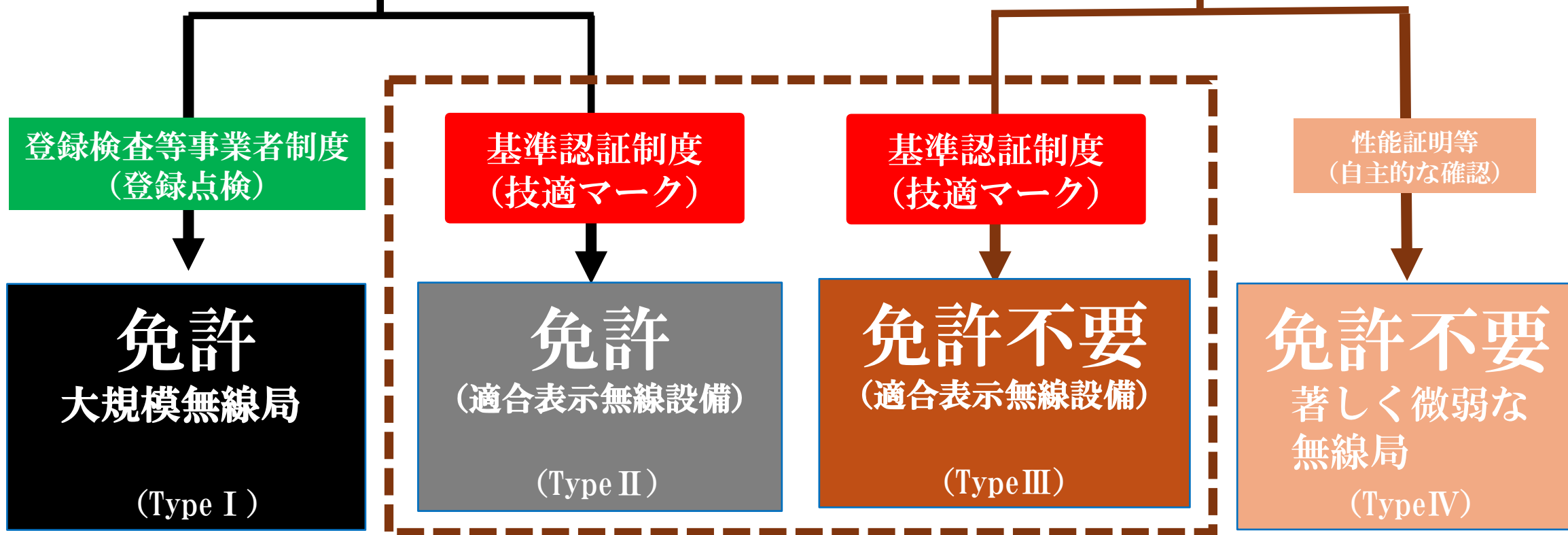
電波法第4条違反の罰則：拘禁
刑1年以下or罰金100万円以下

第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

（第一号～第四号 省略）



技適と認証の違い

～法的効果は同じ～

(1) 技術基準適合証明

「技適」

少量の輸入販売、試験・評価用、展示会デモ用など

■登録証明機関は無線設備（完成品）を1台ずつ審査・試験して証明



(2) 工事設計認証

「認証」

大量の製造・輸入・販売用
一般的には認証手続きが主

■登録証明機関は工事設計書等の書類審査及びサンプル1台を試験して証明



適合表示無線設備

「適合表示無線設備」：技適又は認証を受けて技適マークが法令の規定どおりに表示された無線設備

技適マークの表示

技適マークの電波法令の規定



条件：識別可能であること
(大きさの規定は撤廃)



R マーク：Rを□で囲む

XXX-YYYYYY

認証番号の付番ルール (工事設計認証)

(例) 0 0 1 - A 1 2 3 4 5

証明機関番号
総務省が指定する
3 文字の数字

証明機関が発行する番号
6 文字のアラビア数字若しくは
英字又はこれらの組み合わせ

その他の条件

- ・材料は容易に損傷しないもの
- ・色彩は適宜。ただし表示を容易に識別できること

技適・認証に関する電波法違反の規定の例

対象者	違反の概要	罰則	罰則条項
無線設備の使用者	・ 無線局の免許を受けないで電波を発射した、又は、 技適マークのない無線設備を使用して電波を発射した	拘束刑1年以下または罰金100万円以下	電波法第110条
技適マーク取得者等	・ 技適・認証を取得せずに技適マークを表示した、又は紛らわしい表示をした ・ 技適マークのある機器を改修・改造した際に技適マークを除去しない（再認証を取得せずにアンテナを変更した場合等）	罰金50万円以下	電波法第112条
製造・輸入・販売業者	・ 技適マークのない技術基準不適合の無線設備を販売・流通させた	違反に該当するが、努力義務のため罰則なし	
	・ 重要無線等に妨害の可能性がある基準不適合設備を販売・流通させたことにより総務大臣の勧告を受け、その命令に従わない	罰金30万円以下	電波法第113条